

公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集等の拡充検討会設置要領

1 設置目的

全国営繕主管課長会議において、付託事項として承認された「公共建築物における木材の利用を促進するための事例集の拡充について」を検討することを目的として「公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集等の拡充検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

2 検討内容

検討会は、木材の利用の取組に関する事例集等の拡充に係る事項について調査・検討を行う。

3 検討会の構成

検討会は、全国営繕主管課長会議の構成員のうち地方公共団体の委員、国土交通省大臣官房官庁営繕部の委員及び事務局から構成する。

また、必要に応じて、第三者をオブザーバーとして参加させることができるものとする。

4 検討会の役割

検討会は、全国営繕主管課長会議幹事会（以下「幹事会」という。）の下部機関とし、調査・検討の結果等を幹事会に報告するとともに、幹事会から検討する事項、方針等について指示があったときは、その指示に従うものとする。

5 検討会の運営

- (1) 検討会には、委員の互選により、委員長を置くものとする。
- (2) 委員長は、会議を主催し、議事の進行、採決の決定等を行う。
- (3) 委員長は、必要がある場合、委員の中から委員長を代行する者を指名することができるものとする。
- (4) 委員の任期は特に設けない。なお、構成員の人事異動等に伴い委員が交代する場合は、原則として、異動してきた構成員が委員に就くものとする。
- (5) 検討事項の詳細な調整、検討のため、必要に応じて検討会に部会を設けることができるものとする。

6 検討会の事務局

検討会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室とする。